

ロシア政府のウクライナ侵攻に対して、早期撤退と自由や 基本的人権が保障されるよう働き掛けることを求める意見書

ロシア政府がウクライナに対する軍事侵攻を開始したことは、他国の主権と領土を踏みにじる明らかな侵略行為であり、国際法にも違反する絶対に許されない暴挙であります。

また、国連憲章においても、主権と領土の尊重や紛争の平和的解決の原則を根底から覆し、国際秩序を破壊するものであり、ロシアのプーチン大統領は、今回のウクライナへの侵攻を、ウクライナ東部のロシア住民の保護を口実にして、軍事行動の正当性を主張しており、これは、国際法的にも絶対に犯してはならない行為であります。

このままウクライナ侵略が続けば、最も弱い立場にある子どもたちに深刻な脅威がもたらされ、ウクライナ住民を含め、双方に多数の死傷者が出ることは明らかであります。

今回のロシアの行為は、戦後秩序への挑戦にほかならず「国連中心主義」を外交の基本軸の一つとして掲げてきた日本政府は、こうした主張を先頭に立って展開すべきであり、毅然とした態度を示さねばならないと考えます。

一方、現在世界中において新型コロナウイルスの感染拡大のパンデミック渦中にあるなか、ロシア軍が本格的な戦闘行為に入れば、エネルギーと食品の価格急騰等からインフレ懸念が加速し、世界経済はもとより日本国内や地方経済にも悪影響や混乱を及ぼすことは明らかであります。

よって、国会及び政府におかれては、国際社会と連携し、ロシア政府に対しウクライナからの早期撤退と国際社会において普遍的価値とされている自由や基本的人権が確実に保障されるよう、またウクライナへの人道支援を強く働き掛けることを要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和4年3月1日

茨城県潮来市議会